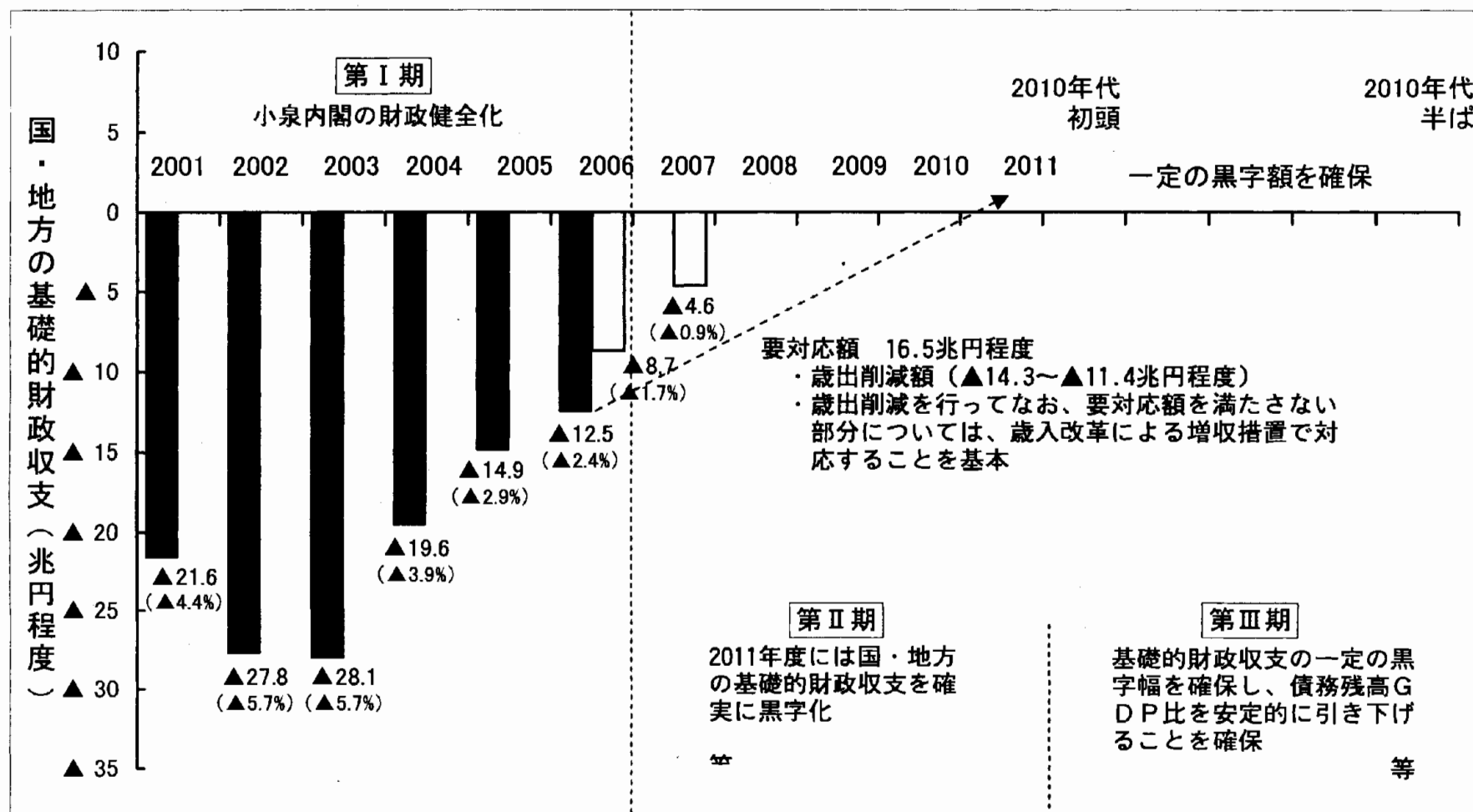


歳出・歳入一体改革について

内 閣 府

「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)における歳出・歳入一体改革の概要



注1) 基礎的財政収支とは、「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支。

2) () 内の数値は基礎的財政収支の対GDP比。

3) 黒い棒グラフは、「基本方針2006」策定時点の値を示したもの。2001～2004年度については、内閣府『平成18年版国民経済計算年報』より作成。2005年度及び2006年度については、17年度決算概要を踏まえた内閣府による試算値。

4) 白い棒グラフは、「基本方針2006」策定後に公表された内閣府『平成19年版国民経済計算年報』や、平成18年度の国の決算、地方税の決算見込み等を踏まえて更新された試算値を示したもの。経済財政諮問会議有識者議員提出資料（平成19年8月6日）より作成。

「日本経済の進路と戦略」（平成19年1月25日閣議決定） 歳出・歳入一体改革の推進

- まずは2011年度には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる。
- 財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。
- 地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。
- 2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

「基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定) 歳出・歳入一体改革の実現

〔改革のポイント〕

1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。
2. 平成20年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。
3. 「進路と戦略」で示した予算編成の原則に沿って、「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」、「税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける」など、規律ある財政運営を行う。
4. こうした歳出改革の取組を行って、なお対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りは行わない。

「基本方針2007」 税制改革の基本哲学

平成19年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

〔実現すべき6つの柱〕

(1) イノベーションとオープンな経済システムによる経済成長の加速 ・成長力強化、生産性向上に向けて、税制を含めた総合的取組を行う。 ・生産活動や就労への意欲を阻害しないよう、「広く薄く」の観点も踏まえ、課税の在り方を検討する。 ・リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。	(4) 税と社会保障の一体的設計による持続可能で安心できる仕組みの構築 ・社会保障や少子化対策については、国民の受益と負担の水準についての複数の選択肢など、幅広い観点から検討を進める。 ・歳出改革によっても対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。
(2) 多様なライフスタイルや経済活動の確保 ・就業、結婚、出産などにおける各人の選択に対して、歪みをもたらさないよう、税制の在り方を検討する。 ・投資等の経済活動に対して、税が歪みをもたらさないよう、また租税回避行動による不公平や資源のロスが生じないよう制度を検討する。 ・効率的な政府を目指す中で、「公」の分野における国民や企業の多様な活動の展開を促すよう、寄付金税制等の在り方を検討する。	(5) 真の地方分権の確立 ・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。 ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。
(3) 世代間・世代内の公平の確保 ・受益と負担の双方を含めた制度全体の検討を通じ、真に必要な人に必要な対応がなされるようにするとともに、世代を超えた格差の固定化を防ぐ。	(6) 納税者の信頼確保と公平・効率的な徴収体制の構築 ・納税者番号の導入に向けて、社会保障番号との関係の整理等を含め具体的な検討を進める。 ・税制を簡素化するとともに、電子申告を促進し、徴収方法を効率化する。

第168回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説(妙)

歳出改革・行政改革を実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければなりません。今後、早急に、国民的な合意を目指して、本格的な議論を進め、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでまいります。